

学校区別要望等一覧

(個別対応・回答あり)

小学校区	行政区名	意見・要望内容	担当部	担当課	回答
中根小	ねむの木台	行政区運営費補助金利用方法の解釈の明確化について 他の補助金がある場合、行政区運営費補助金は使用できないことになっているが、例えば青少年育成会の助成金の場合、行政区から寄付として納めた寄付金の二分の一を返金(少額)し、行政区助成金として使用する制度で、金額が少額であり、この助成金を使用した行事等には行政区運営費補助金を使用できないことになる。 また、少額である寄付金をなぜ返金するのか疑問であり、住民へ説明できていない。	教育委員会 市民部	生涯学習課 市民活動課	【生涯学習課回答(青少年育成市民会議助成金について)】 ご質問にあるとおり、青少年育成市民会議では、各支部により集めた会費のうち2分の1を各部会でご活用いただいております。助成金の使途が青少年育成への寄与に関するものであれば、例えばひとつの行事や事業において一部分に活用することも問題ないと思われま。最終的に各団体や行政区の決算において、どの部分が青少年育成市民会議の助成金であったのかの実績報告を明らかにしておくことで、部会や区民へも明確に説明できるものと考えます。 【市民活動課回答】生涯学習課の回答にもある通り、1事業1補助金の原則に則り、青少年育成市民会議助成金の充当されている事業を切り分けていただければ、その他の部分に行政区運営費補助金を充当することは差し支えないと考えます。
中根小	ねむの木台	行政区運営費補助金利用方法の解釈の明確化について 地元住民ではない他から移住してきた居住者は、お互い知らない同士の集合居住者となり、この状況で誰もが参加できる行事やコミュニティ活動ではその範囲縮小につながっていくと考えられる。したがって、誰もが参加できなくても趣味の合うクラブ活動や料理教室(女性等)、ハロウィン(子供等)などの行事に補助金を利用できないことになる。全員参加できる行事でも、全員参加することはないことも考慮してほしい。	市民部	市民活動課	行政区運営費補助金は、行政区民に広くその使途が行き渡る事業に充てていただくことを主旨としております。したがって、趣味のクラブなどは、あくまでそのクラブの構成員のためのものと考えられ、行政区運営費補助金の対象外と考えます。